

二、出土した漆紙文書について

三号文書

一、形 状

本漆紙は、二層に重なり、さらに小断片が散乱した状態で出土した。出土状況を記録した写真を参考にしてそれぞれの層の断片を接合した上で、二層の重なり方の位置関係から考えて、一枚のフタ紙を漆付着面を内側にして大きく二つ折りし、さらにその折り目の端を何度も小さく折つて廃棄されていたと推測でき、直径約二五センチメートルのフタ紙に復原することができた。文字はフタ紙のオモテ面に検出された。出土状況を記録した写真は、断片接合や形状復原に際しての重要な参考資料となるため、今後も各遺跡での発掘作業の過程では、漆紙を取り上げる前に、断片の散乱状況を記録したスケールを入れた原色に近い写真を撮影しておくことが望まれる。

なお、文字を正位に見た際の文書面左下隅が直線的に斜めに切り落とされており、フタ紙としての使用後に切り落とされたものであろう。また、二つ折り状態の下層側には、オモテ面に部分的に木目の痕跡があり、漆が乾く前に木片に接していたことも考えられる。これらの点は、漆紙が廃棄されるまでの過程を考える上で、今後の検討課題となるであろう。紙背文書の存在については一部確認できるが、現段階では未調査である。

〔巻末に実大の赤外線テレビ写真・見取り図を掲載〕

二、観 文

年 □ 歳

少

小 子

年伍拾歳

正 丁

老 女 上件十二從白麻呂 □



第12図 3号文書

図13 文字瓦(宮城県田尻町木戸瓦窯跡)
「□郡仲村郷他辺里長
二百長丈部告人」



縮尺約1/4

図14 木簡 (多賀城跡・第44次調査出土
第29号)
「年□九左類黒子
丈部大麻呂
陽日郷川合里」

文字瓦は多賀城創建期に属するもの、木簡も多賀城創建期に伴う政府南面道路の石組暗渠裏込め土から出土した。いずれも郷里制施行下の遺物であり、多賀城の創建年代を示す考古学的資料として貴重なものである。



縮尺約1/4

制 (七〇一～七一四年) 及び郷里制 (七一五～七四〇年) の下でのものとみなすことができる。すなわち、本計帳は天平十二年 (七四〇) 以前の計帳と考えてよいであろう。現存の一～四行目は、いわゆる戸の増益 (戸内の口数の増加) や減損 (口数の減少) に

口壹拾不□ 口 男 一
妻見半輸 正丁 小子 二
緑兒 口 陸女

財部小里年伍 伍歲

妻財部古祢賣年伍拾肆歲

男財部真得年貳拾伍歲

女財部得刀自賣年拾伍歲

正丁 課戸

丁妻

丁割附驛家里戸主丈部大麻呂為戸

□□□□貳

三、内 容

正倉院文書および近年出土の漆紙文書に見られる種々の帳簿の例に照らしてみると、本文書は、

① 戸の内訳の統計的記載

② 戸主以下の名前・年齢等を記した歴名記載
③ 年度内の異動事由を記した別項記載

の三つに該当する部分が見られることから判断して、計帳とみて問題はない。計帳は、戸籍と並んで、古代の律令政府が人民を掌握するために作成した文書である。戸籍が六年ごとに作られ、班田収授を行つたり氏姓を止したりする原簿とされたのに対し、計帳は課役 (調・庸・雜徭など) を徵発するための台帳とされ、毎年作成された。

本計帳は、一三行分が残存している。

本計帳の年代については、九行目下部の注記部分に見える「驛家里」の記載から、郡里



図15 3号文書見取図

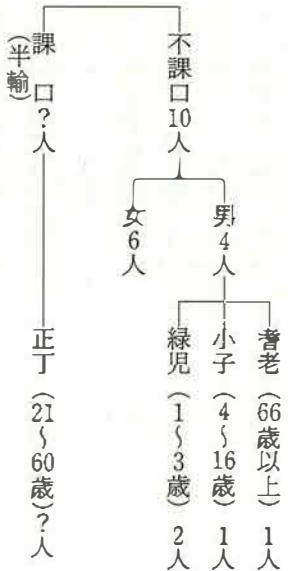
関わる別項記載とみられる。四行目下部に見られる「上件十二口從白麻呂」は、四行目以前に列挙された十二人が白麻呂に従つて共に移つたことを意味している。ただし、増益と減損のどちらであるかは、この部分のみからでは両様の可能性が残る。当初は「十口」として口数を誤つて記してしまつたために、後に「十」の右下に「二」を追記して訂正している。「白麻呂」の次の文字は、それまでの文字に比べて墨色も薄く、文字もやや大きいため、作成後の何らかの記入の痕跡の可能性もあり、内容としては「上件十二口從白麻呂」まで完結しているとも考えられる。

五～六行目は、課・不課の「数とその内訳についての統計的記載で、復原すると次のようになるであろう。

※五行目の書き出し位置は、六行目に合わせて想定。

※六行目は、割り書き「正」の上を字配りからみて一文字と判断し、「課」の上は数字一文字、またその上には書式からみて「口」の字があるものと想定した。

この内容を模式的に示すと、次のようになる。



口数の統計は、欠損部分に記されていた可能性が考えられる。

七行目以下は、戸主以下の歴名記載である。七行目の人物は戸主にあたり、最上の界線

籍帳名	割附	移出	移入	損益
和銅元年(七〇八) 陸奥国戸口損益帳				
神亀三年(七二六) 山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳	割附			
神亀三年(七二六) 山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳				
天平四年(七三二) 山背国愛宕郡郷里末詳計帳		来附		
天平五年(七三三) 右京計帳		来附		
天平五年(七三三) 右京戸口損益帳		来附		
延喜二年(九〇二) 阿波国板野郡田上郷戸籍	割來	割去		
延喜八年(九〇八) 周防国玖珂郡玖珂郷戸籍	割來	割往		
長徳八年(九九八) 国郡郷戸籍	割來	割往		

表1 現存籍帳類の損・益表現にみる転出・転入の用語例

の位置とこの行の字配りから考えて、他の行よりも一段高い位置から「戸主財部小里年伍拾伍歳 正丁課戸」と書かれていたと考えられる。また、八〇一二行目によつて、この戸の他の構成員として妻と子供四人（男二人、女二人）が確認できる。

以上の三つの部分の関係については、別項記載は歴名記載の後に記されるべきものと考えられるので、一〇四行目と七行目以下とは別々の戸についてのものであろう。しかし、五〇六行目の統計的記載については、問題が残る。

正倉院文書中の計帳では、戸の内訳の統計的記載は各戸の歴名記載の前に記した場合しか見られないが、その場合には各戸の冒頭に「戸主某戸」のように必ず戸主の名前を記している。本計帳では、五行目上部が欠損しているためこの点を確認できない。仮にこの欠損部分に「戸主財部小里戸」とあり、七行目以下の戸の冒頭部分であつたとすると、統計的記載との間を改行することなく続けていくことになり、また「数の統計も記していないことになる。こうした書式は他の例には見られない。この点を踏まえるならば、本計帳の場合には、別項記載のさらに後の末尾に統計的記載を配置した書式であることも考えられる。従つて、五〇六行目については、七行目以下の戸の冒頭の部分である可能性と、四行目以前の戸の末尾部分である可能性の両様を考えおく必要があるだろう。

本計帳で最も注目すべき点は、九行目下段の注記「割附驛家里戸主丈部祢麻呂為戸」である。「割附」の語については、これが本計帳の戸からの転出なのか、それともこの戸への転入なのか、他の籍帳類の用例と比較して意味を考える必要がある（表1）。

いわゆる陸奥国戸口損益帳（和銅元年（七〇八）、図23）では、損の例として「移出」「移往」「嫁出往」の語があり、益の例として「移來」の語がある。「出」「往」や「來」といった用字があれば、それぞれが損と益のどちらを示すものかは容易に判断できよう。周防国玖珂郡玖珂郷戸籍（延喜八年、九〇八）では、損の例として「割往」、益の例として「割來」が使われている。「割」は損益いずれの場合にも使われうる用字ということができよう。ここで注目すべき例は、山背国愛宕郡出雲郷計帳（神亀三年（七二六）、正倉院文書・正集一

二、図16]の次の記載である。

「右七人、割来附余戸郷戸主宍人荒海戸口」

〔大日本古文書〕一一三六一頁)

「右人、割附大野郷戸主服部連阿閉戸、隨夫」

〔大日本古文書〕一一三八〇頁)

一例目は七人が当該戸に転入したことを、二例目は夫に随つて当該戸から転出したことを示している。出雲郷計帳では、「割来附」が益を示しているのに対し、「割附」は損を示す用語である。「出」「往」が記されていない場合でも、単なる「割附」で損を示すものと考えることが可能である。こうした例からみて、「割附」は、財部得麻呂が本計帳の財部小里の戸から割かれて駅家里の戸主丈部称麻呂の戸に附されたことを示すと考えられよう。そして、戸の編成の上では、駅家里に移されたという事実が重要な意義を有しているのである。

近年の研究によれば、駅戸編成の大きな特色として駅家そのものを本質として集団的に編成される点が挙げられ、その編成は人為的・可変的なもので政策的な規制力が強く、駅戸集団の駅子数の増減に応じた造籍年ごとの再編成が律令制施行当初以来繰り返されていた可能性が高いこと、また駅戸集団の設定には強制的移住を伴う場合が少なくなかつたと考えられることが指摘されている（永田英明「駅家経営の特質について」『古代交通研究』第二号、一九九三年六月）。このような駅戸編成についての見解は、従来知られていた文献史料及び戸の編成原理の援用から導き出されたものであるが、本計帳の「割附駅家里戸主丈部称麻呂為戸」の記載は、駅戸が人為的に編成されたことを示す新たな史料と言つてよいであろう。しかも、割附された人物が二十九才で正丁である点も、駅子とされたと見て矛盾はない。なお、この九行目には、人名・年齢を記した部分と「割附」以下の注記部分との間に墨による合点が見られ、何らかの他の帳簿との照合の痕跡とも考えられる。

以上のような考察を踏まえ、可能な範囲で本計帳の記載を想定復原すれば、次のようになる。



図16 山背国愛宕郡出雲郷計帳

末尾に転出した旨の記載がみえる。

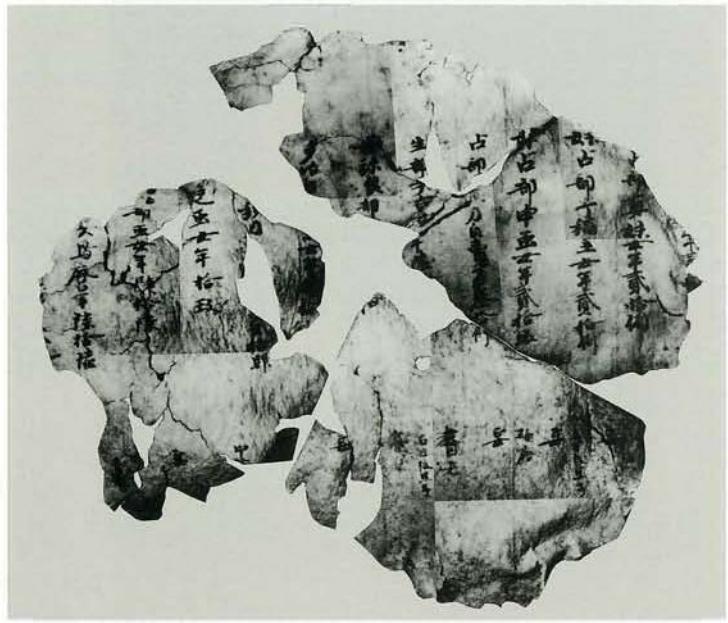


図17 計帳（鹿の子C遺跡出土第95号漆紙文書）

統計的部分を伴わない歴名部分。
この様式のものが各郡家で纏められ、国府へ送られる。

縮尺約×

妻財部吉初賣年伍拾肆歲	男財部得麻呂年貳拾玖歲	女財部真得刀自賣年拾伍歲	男財部真得年貳拾伍歲
貳			
□	□	□	正
□	□	□	丁
□	□	□	妻

※ 一～四行目の書き出し位置は、界線・字配りから想定。

第五～六行目については先述。

計帳は、一国ごとの戸数、口数に関する統計的文書（「目録」と、戸口歴名文書（「歴名」）

の両者から成り立つものであり、後者の戸口歴名文書にはさらに二つの段階が想定される。まず第一段階は、正倉院文書中の近江国計帳と鹿の子^シ遺跡出土の計帳（第九五号漆紙文書、図17）の例のように、統計的部分を伴わない歴名部分のみのもの（計帳手実）で、各郡家で取り纏めて国府へ上申された。第二段階は、国府において、それぞれの歴名を淨書するとともに統計的部分と別項記載を付記したものが作成される。これが国府に備えられる計帳歴名となる（平川南『漆紙文書の研究』総論第四章、一九八九年七月、吉川弘文館）。



図18 計帳断簡 (多賀城跡・第21次
調査出土第96号漆紙文書)

白線は統計部分記載にあたっての基準となる横墨界線の位置を示している。この存在によって本計帳が国府に備え置かれた計帳歴名であることが判明した。

縮尺約1/2

本計帳は歴名であるが、これが一段階のどちらにあたるものかという点も重要である。

本計帳との比較に有益な例としては、多賀城跡出土計帳断簡(第九六号漆紙文書、図18)があり、この計帳の場合には、界線の様式が統計部分の存在を示していたことから、国府の書生によつて淨書された、国府に備え置かれた計帳歴名と判断された。すなわち、横界線が紙面上部の人名を列記した部分の中ほどの位置に一本あり、これが計帳首部の統計部分の項目に合わせて引かれた横界線のうちの一本とと考えられる。この計帳には記載内容に別項部分が見られ、また書体も真書(楷書体)であった。

本計帳の場合にも、現状で確認できる横界線のうち、上から三本目のものは人名列記部分を横切る形で引かれており、これは統計的記載や別項記載に伴うものと考えられる。また、戸口数異動についての別項記載とみられる部分を備えていること、書体が整つた真書(楷書体)であること、数字が大字(壹・貳など)であることなどから推して、国府で淨書された計帳歴名とみなすことができる。

四号文書

一、形 状

本漆紙は、土師器に付着した状態のまま出土した。残存部分は、長径八・八センチメートル、短径八・四センチメートルであり、オモテ面に十二文字を確認できる。墨痕の残り具合は良好である。

また、行間部分にもわずかに薄く墨痕が確認できることから、漆付着面にも文書が存在することが推測された。しかも、オモテ面の文書の墨痕の残存が良好な状態であることがら推して、漆付着面の文書は風化せず完全な形で遺存しているとみられた。

こうした場合の漆付着面の文字の検出方法は、漆が硬質でしかもこれの溶剤がないことから、漆紙の表面をグラインダーなどを用いて薄く削り取り、透けて見える墨痕を左文字として確認する以外はない。本漆紙の場合も、オモテ面の墨痕を削らないよう、オモテ

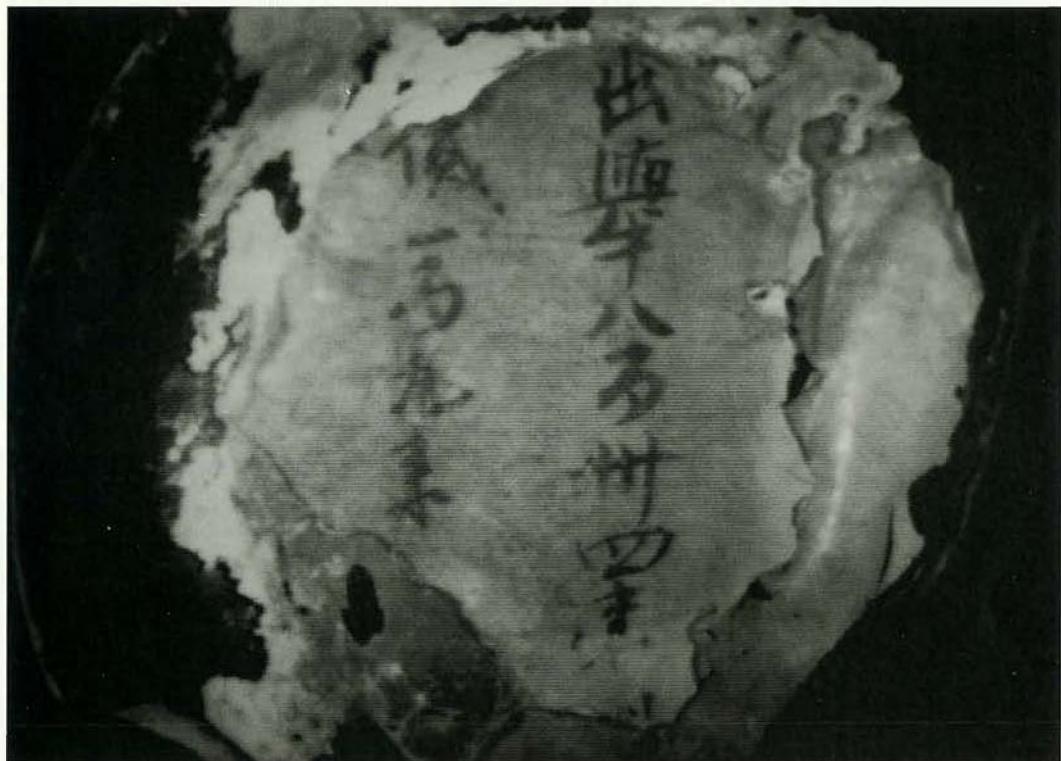


図19 4号文書赤外線テレビ写真（オモテ面）

縮尺×

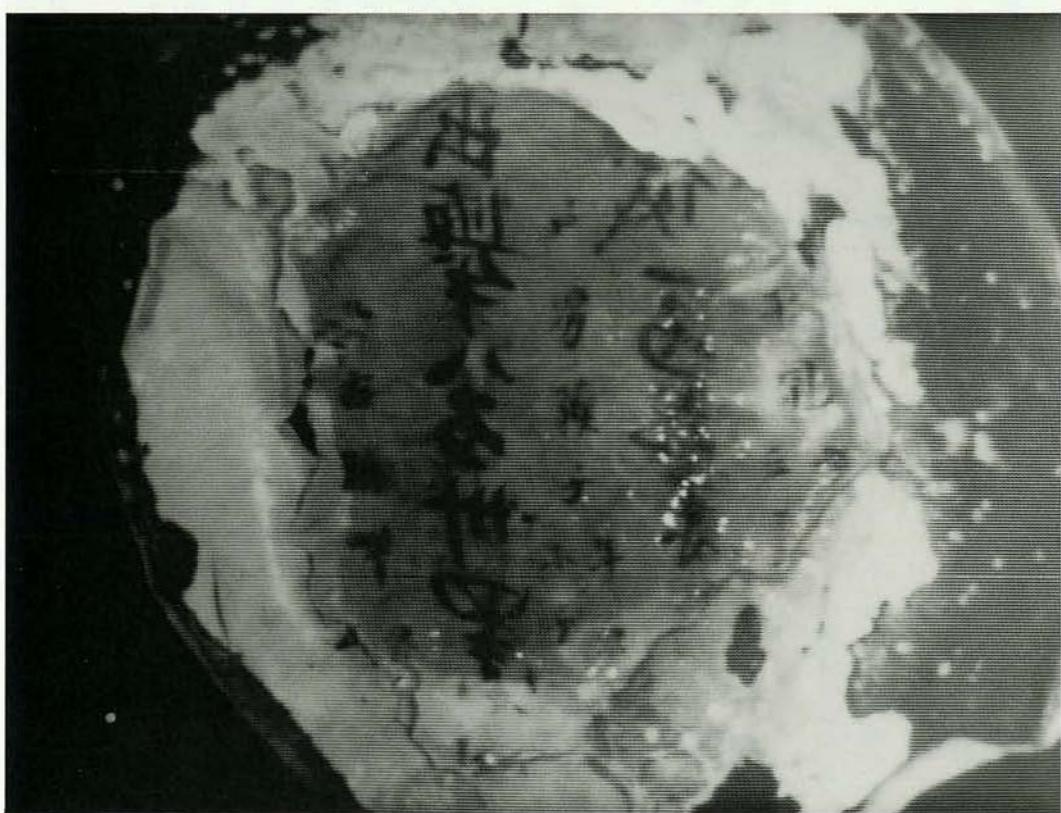


図20 4号文書赤外線テレビ写真（漆付着面・裏焼）

オモテ面の行間をグラインダーで削り取ると、漆付着面に書かれた一次文書
が左文字（写真は裏焼きで正位文字となっている）で現れた。

縮尺×



図21 4号文書と土師器杯

杯の内面には漆液とみられる薄い膜が残存しており、漆紙はその上を覆って杯に密着している。漆塗りの作業におけるパレットとフタ紙のありかたを示す好資料である。

面の文書の行間のみに限つてグラインダーで削り取つていくと、実際に鮮やかに漆付着面の文書が左文字で表出してきた。ただし、界線の有無については確認できなかつた。なお、この作業を行うことにより原状が変更されることになるが、作業以前の状態を写真によつて記録し、また削り取る作業過程は赤外線テレビカメラの画像をビデオテープに記録した。新たに表出した文書は、書体が楷書体で一文字の大きさは方約〇・八センチメートル、行間も一・五〇・六センチメートルと小さく、帳簿類と判断できる。オモテ面の文書が行書体に近く、文字の大きさが方約一・四センチメートル、行間約三センチメートルであることと比較すると、現状での漆付着面に書かれている左文字の文書が一次文書である、オモテ面の文書は二次文書とみることができる。

なお、本漆紙の付着している土師器は、八世紀前葉の多賀城創建期（養老～神龜頃、一七〇七二九年）に相当する時期のものである。

文 獻

〔オモテ面〕

出舉八百卅四束

□貸一百九束

〔漆付着面〕

形見正丁

□貳課見輸

戸男獲子年五

戸叔父那年五

戸女古祢咩年六

三、内 容

一次文書は次のようない記載となつてゐる。

一行目 課口（正丁）の歴名

赤穂義宣名十三

下山金石足

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

三行目

課見輸の口数集計

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

三行目

不課口（小子・耆老・女性）の歴名

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

三行目

不課口（男・叔父・女）

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

赤穂義宣名十三

三行目

「戸」+「統柄（男・叔父・女）」+「人名（姓を記さない）」+「年齢・年齢区分（割書）」

これを見ると、

- ① 課口・不課の別の記載とその集計
- ② 人名と年齢および年齢区分

を記しており、これらの二つの要素が見られることから、一応計帳様文書とみなすのが穩當であろう。

しかし、次の点は、八世紀前半の現存戸籍・計帳の類例の中では注目すべき特徴といえよう。

- A 歴名記載について「戸」+「統柄」+「人名」+「年齢・年齢区分（割書）」とし、人名に姓を記さないこと。
- B 課口と不課口の歴名を分けて記し、それぞれの末尾に集計を記すこと。
- C 不課口の歴名内の戸口配列は男女の順になつてゐること。

このうちBについては他に例をみないが、次に掲げる多賀城跡出土第九六号漆紙文書（図18）の計帳断簡別項部分との関連性も考えられよう。

- 戸口 別項
- 口 一人
- 部繼刀自賣年廿

図22 御野国味蜂間郡春部里戸籍

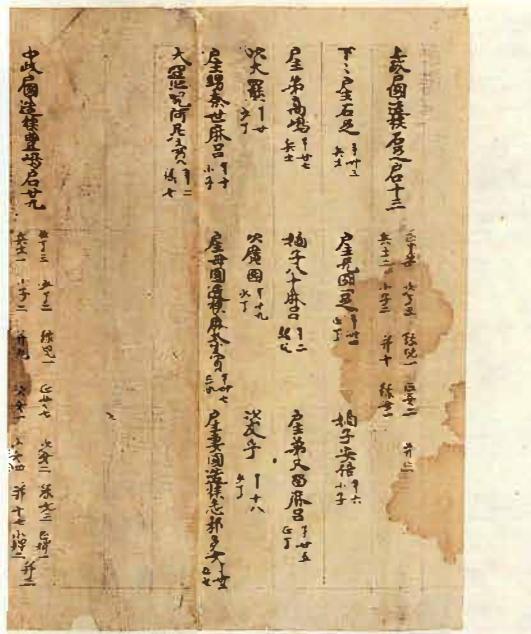




図24 政庁と政庁南面道路 (多賀城跡)

図25 石組暗渠 (多賀城跡・第44次調査)

政庁と南門を結ぶ道路の下に設けられた。
多賀城創建期のものである。

これらはいずれも

A' 歴名記載について、「戸主」+「続柄」+「人名」+「年齢・年齢区分」とし、人名

が戸主と同姓の場合は姓を記さないこと。

C' 同一の戸内では男女順の記載となつてていること。

という点で、本文書と類似する。

また、多賀城の中心、政庁と南門を結ぶ政庁南面道路跡の石組暗渠の裏込め土から出土した木簡群の中の第一号木簡は、本文書と深く関連する史料とみられる（平川南「多賀城の創建年代」『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年一月、三六頁の訳文による）。

黒万呂姉占ママ麻用賣
弟万呂母占ママ小富賣
戸主同族



図26 木簡跡 (多賀城調査第44次第1号)

この木簡は単なる歴名記載ではなく、戸籍原簿から一つの戸の構成をそのまま抜書きしたものと考えられ、その書式の特色は次のようにまとめられる。

A'' 歴名記載が「人名」+「続柄」+「人名」となつてていること。

B'' 男女順の戸口配列法をとつてていること。

C'' 「戸主同族」の記載があること。

A''・C''の二点も本文書・御野国戸籍・陸奥国戸口損益帳に類似する。D''の点は陸奥国戸口損益帳にしか見られないが、御野国戸籍には「戸主同族」という類似の記載が見られる。以上の三点は、大宝二年（七〇二）西海道戸籍・養老五年（七二一）下総国戸籍（西海道型戸籍）とは異なる記載様式である。

○大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍

戸主ト部乃母曾年肆拾玖歳

正丁 課戸

母葛野部伊志賣年漆拾肆歳

耆女

〔補足説明〕

多賀城跡第四十四次調査第一号木簡（戸籍抜書木簡）について

〔本文二十貢〕

多賀城跡第四十四次調査政庁南面道路跡の石組暗渠の裏込め土から出土した木簡群の廃棄年代は、その内容の検討から養老五年四月以降間もない時期と考えられ、養老五年籍以前の特徴を備えた戸籍抜書木簡（第一号木簡）は、おそらく和銅七年籍からの抜書であると想定される（詳しくは平川南「多賀城の創建年代」参照）。

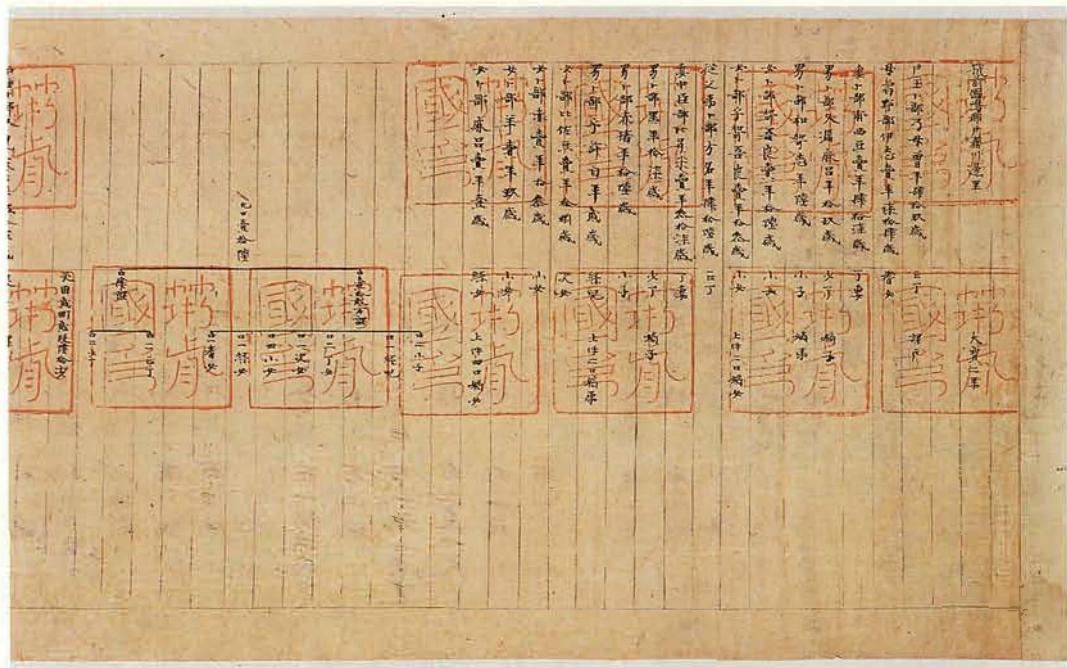


図27 筑前国嶋郡川辺里戸籍

妻ト部甫西豆賣年肆拾漆歲	丁妻
男ト部久漏麻呂年拾玖歲	少丁 嫡子
男ト部和智志年陸歲	小女 嫡弟
女ト部乎智吉良賣年拾參歲	小女 上件二口嫡女
從父弟ト部方名年肆拾陸歲	正丁
妻中臣部比多米賣年參拾漆歲	丁妻
男ト部黑年拾漆歲	少丁 嫡子
男ト部赤猪年拾陸歲	小女 上件二口嫡弟
男ト部乎許自年貳歲	綠兒
女ト部比佐豆賣年拾捌歲	次女
女ト部赤賣年拾參歲	小女
女ト部麻呂賣年玖歲	綠女 上件四口嫡女
女ト部麻呂賣年壹歲	

（正倉院文書・正集三八、「大日本古文書」一九七九八、図27）

大宝二年籍では御野型戸籍と西海道型戸籍の両様が併存していたが、陸奥国の場合には、戸籍自体は残存しないものの、陸奥国戸口損益帳やこの木簡の存在から類推して、御野型が存在したとみることができよう。

計帳の歴名記載の場合には、現存最古の神亀元年（七二四）近江国計帳手実をはじめとして、神亀三年（七二六）山背国の各種の計帳、天平五年（七三三）右京計帳手実など、すべて西海道戸籍および下総戸籍と同一の書式である。本文書はA・Cの特徴を有するという点で、御野型戸籍に極めて近い型式を持つ計帳様文書であり、注目すべき史料である。

また、本文書は、第三号文書と同様に楷書体で書かれ、行間も整つており、集計記載も

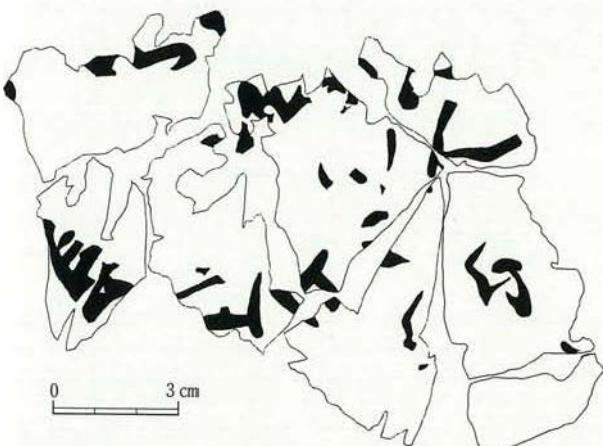


図29 5号文書見取図 (积文2)



図28 5号文書 (展開前)

存することから、国府で净書され、保管された帳簿と考えられる。

一方、オモテ面の二次文書については、二行目の「□貸」は前行の「出挙」との関連から「借貸」の可能性が考えられる。単位から考えれば、当然稻の出挙・借貸であろう。借貸は周知の通り、無利息で貸付けるものであるが、実際には無利息の官稻を地方役人が独占し、これを農民に利息を付けて出挙した。すなわち、借貸はその運用の末端に至つて出挙に變るものとみられている。一次文書が国府に保管された計帳様文書とすれば、二次文書中の出挙・借貸も国府に関わるものかと推測される。いわゆる国司借貸は国司に対しても無利息で官稻を貸付けるが、その貸付けられた稻の処分は国司の自由に委ねられ、恐らく出挙されたであろう。なお、国司借貸制については、天平六年（七三四）に借貸の限度額が定められ（『続日本紀』同年正月丁丑条）、天平十年三月九日至つて国司借貸制が停止されている（貞觀交替式）。しかしながら、二次文書中の出挙・借貸については、記載内容が断片的であり、現状ではその内容を明らかにすることは困難である。

五号文書

一、形状

本文書は、出土した当初は不規則に折り畳まれた状態であった。その状態で一边がほぼ直線状を呈していることから、折り畳まれた後に鋭利な刃物などで切断された可能性がある。

この原状を写真により記録した後、折り目の切開作業を行つた。この作業の結果、紙面をほぼ表出させる形に展開することができたが、細かいしわや紙の反りなどのため、完全な平面にはできなかつた。また、切開及びその後の接合の結果、最終的に八断片となつたが、個々の断片は折り畳まれていた際の形状に規制されて歪みが大きく、すべての断片どうしを接合させることは不可能である。従つて、資料の提示の方法としては、個々の断片の写真をおおよその位置関係によつて並べることとした。

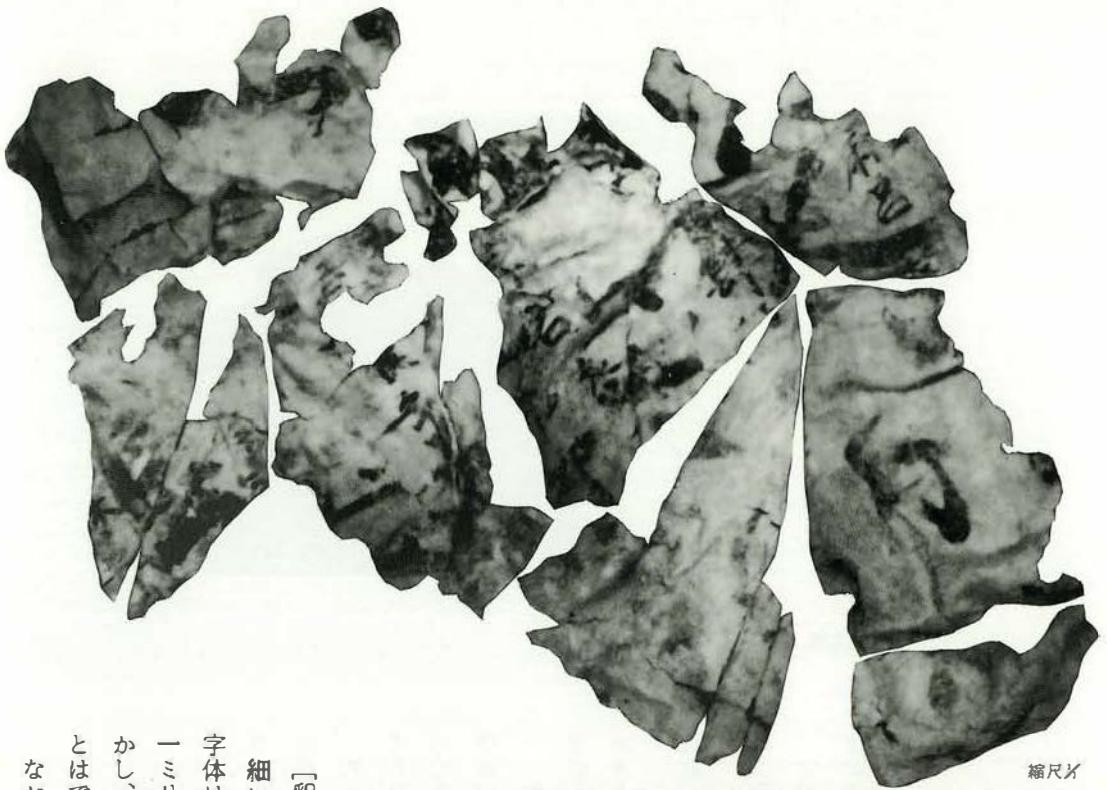


図30 5号文書赤外線テレビ写真

こうした形態の上での制約もあり、また人為的に切断されている可能性もあることから、本来のフタ紙としての大きさを推定することは困難であるが、現存の断片はほぼ一五センチメートル×一〇センチメートルの範囲に收まる。

二、祝文

墨痕は、漆紙のオモテ面（漆の付着していない面）に二種類のものを確認できる（以下、祝文1・祝文2と称する）。紙背は漆が付着しているため、墨痕の存否は確認できない。

【祝文1】

麻呂參

〔麻呂參〕

肆〔拾〕

參

吉□侯部

〔吉侯部〕

侯〔部〕

木〔部〕

【祝文2】

「人」 「□」 〔人〕 など、墨痕多数あり。

三、内容

【祝文1】

細い筆致で小さく（方約七～一〇ミリメートル）書かれた文字群で、六行確認できる。字体は楷書、数字は大字で書かれている。界線は現状では認められない。行間は一九～二

一ミリメートルである。記載内容は「人名」+「数量」を列記した帳簿類と考えられる。しかし、下半分の残存状況が悪く、数量の単位は不明であり、帳簿の性格を明らかにすることはできない。

なお、人名に見られる「吉□侯部」は「吉美侯部」あるいは「吉弥侯部」と推定される。



図31 6号文書（展開前）

「キミコベ」の表記については、「君子部」が「吉美侯部」に改められたのは天平勝宝九歳（＝天平宝字元年、七五三）三月乙亥（『続日本紀』）であるから、本文書はこれ以降に書かれたものと判断できる。

【祝文2】

祝文1と同一面に太い筆致で大きく「人」字で方約三センチメートル書かれた文字群である。墨痕はまんべんなく存するが、文字として認識できるのは少数である。また、行を揃えて記しているわけでもない（図29）。

祝文1との先後関係は、正式の帳簿やその控えが書かれた後に比較的雑な文字が書き加えられるのを通例とすれば、楷書で行が揃った祝文1が書かれた後に祝文2が書かれたものであろう。両者の内容上の関係は不明であるが、祝文2が祝文1の行を意識しておらず、墨痕が重なっている部分もあることからみて、祝文1の帳簿に関連した追記とは考えにくく、祝文1の帳簿の廃棄後に記されたものであろう。祝文2の内容は不明であるが、「人」字の上の文字も「人」の可能性があり、同一文字を繰り返しているとすれば、習書の類であろうか。

六号文書

一、形状

本漆紙は漆付着面を外側にして二つ折に畳まれており、半円の一部が欠損した形を呈していた。内側部分が漆紙のオモテ面であつたため、容易に展開することができ、直径約一五センチメートルの円形が一部欠損した形に復原できる。

二、紙文
「オモテ面」



縮尺X

図32 6号文書オモテ面赤外線テレビ写真

「漆付着面」(天地逆)

男□マ智足 丸子マ乙万

□□全女□□

□□事□□事

三、内 容
「オモテ面」

文字は二行分が確認できる。墨痕
や筆跡は比較的はつきりしているが、
「事」字以外は判読することができ
なかつた。おそらく二行とも同じ文
字を記しているものとみられる。こ

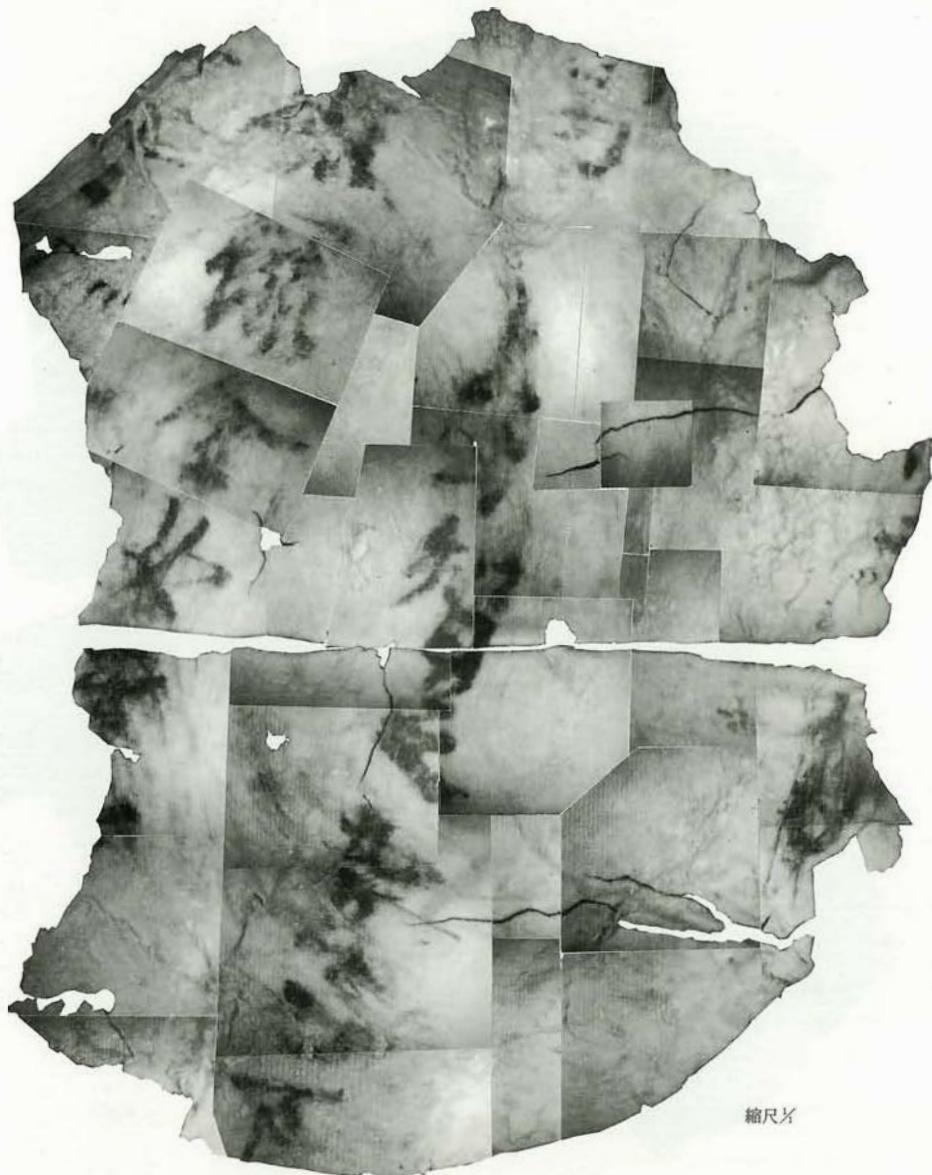


図33 6号文書漆付着面赤外線テレビ写真 (天地逆)

の二行の右側や「事」字の下側は大きく空白になつてゐる。内容は不明とせざるを得ない。

【漆付着面】

文字は四行分が確認できるが、漆の付着によつて文字は読み取りにくい。漆紙自体が非常に薄い状態であり、表面を削るなどの処理は控えた。一行目と二行目の間は一行目以降に比べて広く開いてゐる。二行目には二人の人物が列記されている。冒頭の「男」は列記された人物の区分に関わる語か、あるいはさらに前に列記されていた人物の最後の文字か。三行目も含めて、全体としての文書の性格は明らかではない。なお、文字の大きさには、ややばらつきがられる。

「オモテ面」と「漆付着面」の先後関係は不明である。

七号文書

一、形 状
本漆紙は、漆付着面を内側にして



図34 7号文書（展開前）

二つ折りにされた状態で出土した。完全には固着していなかつたため、折り疊まれた部分を展開した。展開された形状は、長径一六・五センチメートル、短径一六センチメートルのゆがんだ円形を呈しており、縁辺部には曲物の縁に沿つたとみられる漆の付着が全体に残つていた。

文字については、赤外線テレビカメラを用いて観察しても、現状では墨痕を確認できない。

三、陸奥国における戸籍・計帳の書式をめぐつて

全国的な戸籍の書式については、正倉院文書中に現存する大宝二年（七〇二）戸籍の場合に、御野国とのものと西海道諸国とのものとで大きな相違があり、また養老五年（七二一）下総戸籍と大宝二年西海道戸籍とでは共通している。このため、大宝二年戸籍に見られた西海道型と御野型のうち西海道型が残り、御野型は消えていつたと考えられている。書式の上では、計帳の歴名記載も戸籍の影響を被ることが考えられよう。現存する計帳は、神亀元年（七二四）近江国のが最古であるが、これを含めてすべて西海道型の書式と同一である。

史料の残り方がこのようになつてゐる中で、美濃国以外に、御野型が存在していたことが指摘されているのが陸奥国である。陸奥国に関しては、正倉院文書の中に陸奥戸口損益帳が残つており、これは大宝二年の戸籍を基に作成されたものであることが明らかにされている。この帳簿の書式から間接的に大宝二年陸奥戸籍の書式を想定すれば、それは西海道型よりも御野型と共通したものと考えられる。

このように、大宝二年戸籍段階では、全国的に見て二種類の書式が混在した状況であつたが、その書式が統一される契機となつたのが養老五年（七二一）戸籍ではなかつたかと考えられる。戸令造戸籍条には戸籍は「依式勘造」と規定されるが、実際に造籍のための式が定められたのは、『令集解』戸令応分条古記所引一云にその存在が知られる「養老五年